

ビッグデータ等を活用した北陸新幹線福井・敦賀開業による消費動向分析・調査業務委託 企画提案の募集要領

1 趣 旨

本要領は、ビッグデータ等を活用した北陸新幹線福井・敦賀開業による消費動向分析・調査業務委託における企画提案を募集し、プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

2 目 的

北陸新幹線福井・敦賀開業後の開業効果における福井県全域および県内17市町・地域別の消費動向を可視化するため、ビッグデータ等を活用し、県内各地の消費状況や経済波及効果を定量的に詳細な分析・評価のうえ、客観的な指標を示すことで、開業効果のさらなる県内全域波及や持続化を図るための課題を洗い出し、EBPMに基づく課題解決に向けた効果的な施策立案につなげることを目的とする。

3 企画提案を募集する委託業務内容

北陸新幹線福井・敦賀開業効果の消費動向分析・調査業務

福井県全域および県内市町・地域別の消費動向を把握・データ収集・分析・可視化すること
〔留意点〕

- ・業務実施に係る費用および有償で取得するデータ購入に要する費用は委託費に含むこと。
- ・各種事業者から有償で取得するデータについては、県と協議の上、購入すること。
- ・本業務の契約後、速やかに実施計画（工程や期間）を作成し提出すること。

4 企画提案に関する仕様

企画提案書（様式1）は、以下の仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

①調査方法

- ・以下に例示するようなデータ（（ア）は必ず使用することとし、（イ）～（エ）にて補完すること。）を用いて、福井県全域および県内市町・地域別の開業前後を比較した来訪者消費動向の把握・データ収集・分析・可視化について具体的に提案すること。
 - （ア） 県内全域および各市町・地域の開業前後の現地における消費動向が比較できる各事業者が保有するクレジットカード購買データまたはそれに類したビッグデータ（ただし、サンプル数が少ないものや現地消費額が比較できないものは不可）
 - （イ） 観光庁や JNTO、日本観光振興機構が公開している統計データ
 - （ウ） 各種事業者・団体が公開しているオープンデータ
 - （エ） そのほか、福井県が提供するデータ（県作成の統計データ） 等

- ・（ア）については、新幹線開業効果における消費動向を定量的に可視化するものであることから、クレジット購買データに拘らず、県内全域および県内市町・地域別の現地消費額が把握できる電子マネーや交通系ＩＣカード決済データを活用できる場合は、サンプル数、把握可能なエリア等も含め提案すること。
- ・上記調査方法に限らず、その他効果的な調査方法がある場合は具体的に提案すること。

②調査対象期間

- ・北陸新幹線福井・敦賀開業日である令和６年３月１６日を起点として、開業前後それぞれ少なくとも６か月間以上（開業前後併せ１２か月間以上）の消費動向を分析すること。
- ・比較対象期間については、別途県と協議のうえ決定すること。
- ・開業前後だけでなく、令和７年度またはコロナ禍前との比較も可能である場合は、調査手法やアプローチ、使用するデータについても提案すること。

③調査内容

- ・福井県全域および県内市町・地域別の消費状況（県内消費額が増加しているか、地元企業の増益につながっているか、消費動向に変化があるか等）や経済波及効果を定量的に詳細な分析のうえ、客観的な指標を示すことで、開業効果のさらなる県内全域波及や持続化を図るための課題を洗い出し、ＥＢＰＭに基づく課題解決に向けた効果的な施策立案につなげるという観点において必要と思われる範囲を提案すること。
- ・調査内容は下記の例を参考に精査し、下記の例以外の項目であっても、多角的な視点（属性×産業別×エリア別 等）から効果的と思われるものについては積極的かつ具体的に提案すること。

〔調査項目の例〕

- 県全域および県内市町・地域別の来訪者・福井県民の消費動向
（エリア別の現地消費額、消費項目ごとの傾向、分布 等）
- 開業前後の消費動向の変化、属性別の傾向
- 開業前後における産業別（観光・産業・宿泊・二次交通等）の消費動向の変化
- 経済波及効果の試算

④インバウンド

- ・原則は国内来訪者および福井県民における消費動向の分析とするが、インバウンドについての消費動向を把握できる場合は、どの程度詳細に調査・分析できるかをあらかじめ提案すること。

⑤分析結果に基づく評価

- ・提案した調査内容から、ＥＢＰＭに基づく課題解決に向け、こういった評価が想定されるかを示し、今後の効果的な施策立案にどのようにつなげていけるかを提案すること。

5 委託業務に係る留意事項

①他事業との連携

- ・ 県は別途「開業効果の人流動向分析・評価事業」を実施中であり、本業務委託の分析結果も含めて「産官学連携による分析チーム」（※）と県内全域波及・持続化に向けた効果的な施策検討をしていく予定である。このため、福井県が別途業務発注する事業者および分析チームとのデータ共有やヒアリング等により適宜連携を図ること。

〔※産官学連携分析チーム（想定）

福井県および県内17市町関係部署、関係団体（大学、観光連盟、商工会議所、シンクタンク、地方銀行等）で構成。

- ・ 提供する分析内容については、県と協議のうえ決定するが、産官学で連携した施策の立案を目的とするため、可能な限り協力的な連携に努めること。
- ・ なお、他事業との連携にかかる調整業務などは県主体で実施する。

②報告

- ・ 分析経過の進捗については月に1回以上、県に報告（WEB会議可）すること。
- ・ 県や市町の施策立案検討のため、令和8年度当初予算の検討時期である8月上旬および12月中旬に中間報告の実施を想定しており、分析結果の報告やその時点で把握できている評価を報告すること。
- ・ 中間報告は概要および分析経過の内容を資料にしてWEB会議の形式で実施すること。（ただし、県との協議のうえ「産官学連携分析チーム」も参加することになる場合等、状況に応じて対面での会議形式の可能性のあることを想定すること）
- ・ なお、中間報告の日程調整や開催に伴う会場借上費や「産官学連携分析チーム」招聘に関わる謝金・旅費については、県で負担するため、委託料に含めないこと。（ただし、本事業の受託事業者にかかる人件費等の経費は委託料に含めること。）

③成果品の作成

- ・ 視覚的・客観的に分かりやすい報告書を以下のとおり作成すること。

ア 報告書（本編）

イ 報告書（概要版）

④成果品の納品

- ・ 令和8年3月上旬までに、以下のとおり納品すること。

ア 報告書（本編）および報告書（概要版）を印刷した成果品 各6部

イ 成果品のデータを格納した電子媒体 各1部

（報告書の編集可能なデータ（ワードやパワーポイント等）およびPDFデータ）

⑤その他

- ・ 企画提案の内容については、採用決定後に県と協議の上、一部変更して実施することがあること。

- ・実施に当たっては、可能な限り「福井県庁グリーン購入推進方針」（平成13年4月27日）に基づき、環境物品等の調達に努めなければならないこと。
- ・受託者は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- ・本要領に定めのない事項または疑義が生じた場合は、都度県と協議のうえ決定すること。

6 著作権等の取扱い

- （1）本業務委託の納入成果物は基本的に県が著作権を有するものとする。
- （2）成果物に含まれる受託者または第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- （3）成果物に帰属著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

7 提案募集から事業実施までのスケジュール（想定）

下記の事業実施のスケジュールも参考に、事業スケジュールを提案すること。

	6月上旬	事業者契約、事業開始
	8月上旬	中間報告①
	12月中旬	中間報告②
令和8年	3月上旬	最終成果報告
	3月中旬	委託業務実績報告書の提出

8 予算限度額

委託料 17,600千円

（消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税率は10%とする。）

9 参加方法等について

（1）参加者の要件

企画提案書を提出することができる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

共同事業体等、複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の構成員全員が下記①～⑦の条件すべてを満たすこと。

- ① 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条に定める、競争入札参加資格を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に準じた者でないこと。
- ③ 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ④ 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に準じた更生手続開

始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に準じた再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑤ 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- ⑥ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- ⑦ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。または左記の要件を満たす複数の事業者で構成される事業体であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（2）参加資格認定の申請

企画提案を行おうとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

① 提出期限	令和7年5月8日(木) 17時 必着
② 提出方法	持参または郵送等（郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。） なお、電子メールでの送付も行うこと。
③ 提出部数	1部
④ 提出先	福井県新幹線政策連携室（福井県庁4階）
⑤ 提出書類	ア 参加資格認定申請書（様式2） イ 企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（会社案内等） ウ 登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写しもしくは個人事業の開廃業等届出書の控えの写し エ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し オ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 カ 過去に実施した同種または類似業務の概要（様式4） キ 共同事業体協定書兼委任状（様式3） ※共同事業体等による申請を行う場合に提出

(3) 資格審査の結果通知

上記(2)により、参加資格認定申請書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和7年5月14日(水)までに書面により通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を書面に記載する。

(4) 企画提案書の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。なお、企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

また、参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書の提出期限までに提出すること。

①提出期限	令和7年5月22日(木) 12時 必着
②提出方法	持参または郵送等(郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。)。 なお、メールでも電子データを送付すること。
③提出部数	7部
④提出先	福井県新幹線政策連携室(福井県庁4階)
⑤提出書類	企画提案書(様式1)
⑥留意事項	・企画提案書は、委託業務の内容を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。 (実施内容の詳細については、契約後、県と協議の上、決定する。) ・企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。 ・提出された書類は、一切返却しない。 ・提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

10 質問および回答

質問は、必ず「質問票」(別紙様式5)により、令和7年5月8日(木) 17時(必着)までに福井県新幹線政策連携室宛へ提出すること。(電子メール可)

11 委託先候補者の選定等

(1) 企画提案書の審査

選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は、5月下旬を予定しており、企画提案者によるプレゼンテーションを行うこととする。なお、プレゼンテーション日時等の詳細は別途提案者に連絡する。

(2) 審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書等の内容（実施内容、実現性、体制、経費など）について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に書面により通知する。なお、審査経過については公表しない。
また、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

12 契約の締結

県は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき。
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき。

13 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県との協議の上その承諾を得るものとする。

14 打合せ

本業務を進めるにあたっては、福井県新幹線政策連携室担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は県に日程等の調整を依頼することとする。

なお、打合せに係る費用等は、受託者が負担することとする。

15 問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局新幹線政策連携室（担当：吉田、木林）

TEL：0776-20-0708

E-mail：shin-renkei@pref.fukui.lg.jp